

令和 4 年度

事業計画書



社会福祉法人 日置市社会福祉協議会

令和4年度　日置市社会福祉協議会事業計画書

～ 基本理念 ～

“とも”に生き 共に創る 心豊かなまち

- 住民主体の理念（自分ができること・興味があることに取り組むことが福祉につながる）に基づき、地域の福祉課題に取り組み誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまち実現を目指します。
- 行政や他の福祉団体、関係機関等はじめ、地域の方々と連携・協働しながら地域福祉の推進を図ります。
- 災害などの非常時においても住民を守ることにつながる小地域福祉活動の推進に努めます。

【基本方針】

新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式や働き方の変化等、地域住民が抱えるニーズや地域課題は複雑化・複合化してきている。

こうした課題等に対応するため、社会福祉法等においては、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないとし、また、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される重層的な支援体制づくり（相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援）を構築することを目指している。

当社会福祉協議会（以下、当社協という）では、地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、生活支援体制整備事業を中心に、自治会や地区公民館をはじめとする地域の方々、他の福祉団体や行政・関係機関等と連携・協働を図りながら、地域において地域生活課題に応じた生活支援の拠点づくりを支援する。

また、在宅福祉サービスの充実を図るため介護保険事業（通所介護事業）においては、介護人材の確保が困難な状況の中、安心で質の高い介護サービスの提供・健全な経営に努めるとともに、地域福祉活動やボランティア活動の推進、生活困窮者の自立支援等を通じて、当社協が地域におけるプラットフォーム（人と人をつなぐ組織）としての役割と機能を示すため、以下の5項目を重点目標として積極的に取り組む。

【重点施策】

- 1 生活支援体制整備事業の推進
- 2 介護保険事業の安心で質の高い介護サービスの提供及び健全な経営
- 3 相談支援体制の充実
- 4 指定管理事業及び委託事業の効率的な運営
- 5 地域福祉を推進するための財源確保（ファンドレイジング手法の導入）

※ファンドレイジングとは、公益法人、特定非営利活動法人、大学法人、社会福祉法人などを含む民間非営利団体が、活動のための資金を個人、法人、政府等から集める行為の総称である。

【実施計画】

1 組織体制の充実・強化

(1) 法人運営

- ア 理事会の開催（年3回）…6月、12月、3月
 - イ 評議員会の開催（年3回）…6月、12月、3月
 - ウ 監査の実施（5月 - 決算監事監査・11月 - 中間監事監査）
 - エ 管理職会議の開催（毎月）
 - オ 正副会長連絡会（毎月）
- ※その他、必要に応じて支所運営協議会、評議員選任・解任委員会を開催
- ※令和4年度以降の内部監査については、必要があると認められる場合には内部監査人を選任し監査を実施する（経理規程第71条より）。

(2) 法令等の遵守

社会福祉法人制度や介護保険制度の改正による各規程等の周知・遵守に努め、各規程・規則等を実情に即した内容に見直す。

(3) 財政基盤の強化促進

ア 財源確保

- ・会費や寄附金について市民の理解を求め、温泉入浴事業や介護保険事業等の事業収入については、事業としての採算性の確保に努める。
- ・法人運営の必要経費については、公的財源を確保できるよう、行政とのパートナーシップを図る。
- ・ファンドレイジング手法を導入し、募金機能付き自動販売機をはじめ、新たな寄附のしくみを考案するため、社会貢献活動を行う企業や団体等と連携を図る。

イ 財源の有効活用

住民や寄附者への感謝、成果を意識した報告を行い、財源の有効活用の「見える化」を図る（香典返し寄附金等のお礼を含む）。

ウ 積立金等の適正運用

安全で確実・有利な運用を継続する。

(4) 職員の適正配置と意識改革及び資質向上

- ア 法人及び事業所等に必要な職員の確保と適正配置に努める。
- イ 組織の活性化や福祉サービスの向上、職員の意識改革のため、内部研修会（年2回）を実施する他、資格取得を含むスキルアップのための外部研修会等へ積極的に参加させ、職員の資質向上を図る。

(5) 経営の合理化、事務処理の迅速化、適正化

経営の合理化を推進し、事務処理の迅速化、適正化を図る。

(6) 個人情報保護及び守秘義務の徹底

個人情報の漏えいを防ぐため、コンピューター情報システムのセキュリティ対策を強化し、安全なデータ管理に努める。また、法令等に遵守した個人情報の管理及び守秘義務の徹底を図る。

(7) リスクマネジメント体制の整備

業務内容を明確にするとともに、事前にリスクを把握し、組織としてリスクの分析・評価・改善を行う等の管理活動に対する指針や実効性のある仕組みを整備する。

※リスクマネジメントとは、事業活動に伴うさまざまな危険（リスク）を最小限に食い止める経営管理活動のことである。マネジメントの定義は、管理という意味合いの他に『評価・分析・選択・改善・回避・統合・計画・調整・指揮・統制・組織化』などさまざまな要素を含んでおり、これらを統合した概念である。

(8) 広報・啓発活動の推進

福祉に関する市民の理解と協力を高めるため、広報紙の発行や啓発活動に取り組む。

ア 社協だよりの発行（年3回・5月・10月・1月） ※全戸配布

・地域住民が主体となって行う地域活動やボランティア活動をはじめ、当社協が実施する様々な事業等に関する情報を住民に分かりやすく伝えるとともに、住民と社協が歩み寄る手段とし、地域活性化につながることを目的とする。

イ ホームページやSNSの運用

※SNSとは、Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネットを介して社会的な繋がりや人間関係を構築できるスマートフォンやパソコン用のWebサービスの総称である。

ウ 啓発活動

民生委員・児童委員協議会や自治会、地区公民館等の会合を通じて、地域福祉を推進するためのPR活動を行う。

エ 職場体験等の受入

2 地域福祉活動の推進

(1) 関係機関・団体、行政等との連携強化

社協がもつ機能や福祉に関する機関・団体、行政等と連携を密にしながら、情報を共有し、円滑な事業の推進に努める。

(2) 生活支援体制整備事業（地域福祉推進事業）

ア 公的な制度だけでは対応が困難な地域の課題に対応するため、地域住民が主体となって地域福祉の輪を広げていく仕組みづくりの支援を行う。

イ 平成29年度から生活支援コーディネーター（第1層及び第2層）を配置し、資源の維持・開発、ネットワーク構築、ニーズと取り組みのマッチング活動、協議体の設置・運営等を行い、生活支援・介護予防にかかるサービスの基盤整備を引き続き行う。

※日置市地域包括支援センターと連携・協働して検討・実施

※支え合いマップづくりや緊急連絡カード等の活用・推進

(3) 相談支援体制の充実

ア 心配ごと相談所の開設・運営（各地域・月2回）

地 域	会 場	開所日時
東市来	東市来総合福祉センター	第1・第3火曜日 13:30~16:00
伊集院	日置市中央公民館	第2・第4水曜日 9:30~12:00
日 吉	日吉老人福祉センター	第2・第4月曜日 9:30~12:00
吹 上	吹上中央公民館	第2・第4木曜日 9:30~12:00

※但し、祝日及び年末年始は休み

※伊集院地域においては、開所日が祝日に当たる場合は翌日

イ 弁護士（ひまわりの会）による無料法律相談

地 域	会 場	開所日時
東市来	東市来総合福祉センター	第2火曜日 13:00~15:00
伊集院	日置市中央公民館	第2・第4水曜日 13:00~15:00
日 吉	日吉老人福祉センター	第2土曜日 13:00~15:00
吹 上	日置市役所吹上支所	第2木曜日 13:00~15:00

※“ひまわりの会”とは鹿児島県弁護士会所属の弁護士有志で結成された団体

※相談については完全予約制で、事前に“ひまわりの会（TEL099-227-0041）”に電話予約が必要【予約受付時間；平日9:00~17:00】

※但し、祝日・お盆・年末年始は休み

ウ ひおき・よりそい支援員の育成・活動支援

住み慣れた地域で安心して心豊かに「その人らしい」生き方を、寄り添って支援する人材を育成し、その活動を支援する。

(4) 生活困窮世帯修学支援事業（リユース事業）

子どもの貧困が社会問題となっている現代、生活困窮世帯や母子・父子世帯、生活保護受給世帯等の児童・生徒の修学を支援するため、市民から不用になった学用品を募集し、対象世帯の子ども達の修学に役立てる。

(5) 第18回日置市社会福祉大会の開催

福祉に関する市民の理解を深めるため、また地域福祉活動がどのように市内各地で展開され、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に役立っているかを知つもらう機会として、日置市と共に開催する。

ア 表彰選考委員会

イ 行政・社協合同会議

(6) 第4期日置市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定

令和5年度以降の地域福祉活動計画の策定については、日置市が策定する「地域活動計画」と互いに補完・補強し合うことを目的に、行政と共同で策定予定

ア 策定委員会の設置

イ 作業部会の設置

本計画の策定にあたって、社協内部組織として作業部会を設置し、施策や事業について職員及び関係者等と検討を行う。

3 ボランティア活動の推進

(1) ボランティア活動センターの運営

- ア 運営委員会の開催（年2回）…6月、1月
- イ ボランティア登録台帳の整備（個人・団体の活動状況の把握）
- ウ ボランティアの相談・援助（登録、斡旋、連絡調整）
- エ ボランティア活動保険等の受付・加入促進

(2) ボランティア養成講座等の開催

- ア 地域のみんなが主役!!ボランティア養成講座（年6回）
- イ 災害支援研修会（年1回）
- ウ 日置市からの受託事業でボランティア活動に関連する研修会や講座
 - ・介護予防ボランティア研修会（年5回）
 - ・手話奉仕員養成講座（全41回）

(3) 福祉救援ボランティア訓練等の開催

日置市総合防災訓練と合わせて実施（年1回）

(4) ボランティアの集いの開催（第18回日置市社会福祉大会）

(5) おもちゃ病院の開院（毎月第2日曜日）

(6) ふれあい・いきいきサロンの推進及び支援

自宅に閉じこもりがちな高齢者等の生きがいや仲間づくりの場とともに、寝たきりや認知症の予防につながるきっかけづくりとして『ふれあい・いきいきサロン』を推進し、その活動を支援する。

- ア ふれあい・いきいきサロンの推進（各地域）
- イ ふれあい・いきいきサロン支援者研修会の開催（年1回・日置市と合同開催）
- ウ 遊具等の貸出し及び活動支援（随時）

(7) 有償ボランティアの支援 新規

援助が必要な在宅で暮らす高齢者や障がい者等に対し、日常生活の支援を行う住民同士の有償の助け合い活動を支援する。

※今年度は日吉地域で依頼会員を募集し、協力会員は日置市内で募集する。

4 福祉教育の推進

(1) ボランティア活動協力校の指定と活動支援（市内小・中・義務教育・高等学校25校）

児童・生徒の社会福祉への理解と関心を深めるとともに、児童・生徒を通じて家族及び地域社会における福祉意識の啓発を図ることを目的に日置市内の学校を協力校に指定し、その活動を支援する。

- (2) 福祉体験学習（高齢者・障がい者疑似体験等）の実施
- (3) サマーボランティア体験の実施（8月）
- (4) 福祉作文等コンクールの実施
- (5) 児童・生徒のふれあいボランティア活動事業の促進
ボランティア活動カードの活用や認定証交付
- (6) 災害D I G講座の開催
児童・保護者・教諭等を対象とした災害図上訓練
- (7) 出前講座の実施
ボランティア活動に必要な基礎的知識や技術の習得を支援する。

5 子育て支援の推進

◇ 子育てサロンの支援

地域を拠点に子育て家庭や地域住民が多様な活動を通じて理解を図りながら、子育てを楽しみ、仲間づくりをしていく子育てサロンを支援する。

- (1) 子育てサロン助成（1 サロン 20,000 円）※新規のみ
市内の子育てサロン運営者（個人）に対して助成を行う。
- (2) ひおき子育てサロンの開催
 - 【開催日】毎週火曜日 10：00～11：30 【場 所】日吉老人福祉センター
 - 【内 容】自由遊びや読み聞かせ、指遊び、歌、季節行事など
 - 【協力者】ボランティアスタッフ（にこにこ子育て応援隊）
 - ※その他、必要に応じて、市内の子育てサロンを訪問し、子育て支援に係る情報共有を図るためのチラシ配付やボランティア派遣等の調整を行う。

6 共同募金事業の推進

- (1) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動の実施

日置市共同募金委員会と連携して、「じぶんの町を良くする仕組みづくり」として、毎年10月から12月まで募金活動を実施し、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む住民や民間団体等を支援する。

- (2) 共同募金助成金を活用した事業の実施

- ア 贈呈事業
 - ・88歳敬老祝い品
 - ・80歳以上ひとり暮らし誕生日お祝い品又は誕生日・年賀状・暑中見舞葉書送付
 - ・小学1年生入学祝い品
- イ バス停等ベンチの設置
- ウ 交流会・研修会等の実施
 - そば打ち指導者研修会（指導者支援・講師派遣・道具貸出等）

- エ ひおき・よりそい支援員の育成・活動支援
- オ 民生委員・児童委員活動支援（主任児童委員を含む）
- カ 法外援護（火災等災害見舞金）の実施
- キ 助成事業
- ・ボランティア活動協力校（上限 50,000 円）
- ク その他
- ・第 9 回日置市子育てサロン夏祭りの実施（9月）
※日置市内子育てサロンの周知や“ひおきおもちゃ病院”PRイベントとして開催
 - ・にこにこ子育て応援隊支援講座の開催（年 1 回）

7 生活福祉資金等貸付事業

(1) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等に対して、民生委員の援助と指導に併せて、資金の貸付けを行うことにより、世帯の経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図ることを目的とする貸付制度で、県社協と連携し、各地域において相談及び貸付申請手続き等の対応を行う。

(2) たすけあい資金貸付事業（1世帯3万円以内・3か月以内無利子）

不測の出費により緊急に生活資金を必要とする市民に対して、生活の安定を図るため資金の貸付けを行う。

※(1)(2)に係る償還延滞者等の実態把握に努め、償還指導を行う（随時）。

8 在宅福祉サービスの充実

(1) 介護保険事業所（通所介護・介護予防通所介護事業）の健全運営

利用者が可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるように、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、家族の介護軽減などを図ることを目的に、介護保険制度のもと、安心で質の高い介護サービスを提供する。

【事業所】通所介護東市来事業所 【対象地域】東市来地域及び日吉地域
【営業日】月曜日～金曜日・祝日 【定員】40名

(2) 高齢者在宅給食宅配事業

高齢者等に計画的な配食サービスを提供することにより食生活の改善と健康増進かつ在宅での自立した生活の支援や地域との交流・安否の確認などを行う。

【事業所】伊集院ふれあい給食センター
【対象者】伊集院地域の高齢者・障がい者等
【配食日】月曜日～土曜日（但し、年始1月1日～3日を除く）
【利用料】伊集院地域 1食 400 円 ※昼・夜

(3) ひおき助けあい隊おきがるサービス（住民参加型福祉サービス事業）新規

住民参加型福祉サービス事業とは、地域の住民同士がサービスを利用・提供し、お互いに助けあう仕組みのことである。

その目的は、生活支援の充実を目指し、助けあいの仕組みを持続可能にするため、双方の住民が会員となる仕組みで、「気兼ねなく、利用しやすい」助けあいサービスを有償で新たに展開する。

※今年度は、依頼会員を日吉地域、協力会員を市内全域で募集。社協コーディネーターは、事業運営・支援（広報・ニーズ調査・マッチング等）を行う。

9 福祉サービス利用支援事業等の推進

(1) 福祉サービス利用支援事業（県社協受託事業）

高齢者や障がい者等で自らの判断能力に不安のある方で、福祉サービスの利用の手続き、日常生活の金銭の支払い等に困っている方を対象に、専門員を配置し、日常的な金銭管理、書類等の預かりなど支援契約に基づき、支援員と連携して行う。

(2) 成年後見制度による支援

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々に対して、不動産・預貯金管理、入院・入所・生活費等の支払いなどについて、本人の意思を尊重しながら、行政と連携して保護や支援を図る。

10 日本赤十字社事業の啓発・推進

日本赤十字社は、国内災害救護、国際救援、社会福祉事業など幅広く活動しており、当社協は日本赤十字社鹿児島県支部日置市地区及び各分区（東市来・伊集院・日吉・吹上）として、県支部と連絡調整を図り、日本赤十字社事業の啓発推進に努める。

(1) 赤十字会員増強運動の推進（会員募集や会員増強を図る）

(2) 災害救援物資等の支給（水害や災害等の被災世帯への援助活動）

11 指定管理事業

施設の整備及びサービスの向上を図り経営の安定に努める。

◇ 日吉・東市来各センターの管理運営

(1) 東市来総合福祉センター

(2) 日吉老人福祉センター（診療所南駐車場の管理運営含む）

(3) 日吉ふれあいセンター

12 福祉団体事務局

次の団体の事務局を担い、会の活動を支援する。

(1) 日置市手をつなぐ育成会事務局

(2) 鹿児島・日置地区手をつなぐ育成会事務局